

国は、平成 16 年 1 月 30 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。) 第 5 条第 3 項の規定により、富山県警察学校整備等事業に関する実施方針を公表した。今般、同法 6 条の規定に基づき、富山県警察学校整備等事業を選定したので、同法第 8 条の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成 16 年 4 月 28 日

北陸地方整備局長 大村 哲夫

富山県警察学校整備等事業
特定事業の選定について

1. 事業の名称

富山県警察学校整備等事業（以下「本事業」という。）

2. 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 石原 伸晃（国土交通大臣の事務を分掌する者 北陸地方整備局長
大村 哲夫）

3. 事業の内容

本事業の業務においては、実施方針の公表にて示したとおり、選定事業者が以下の業務を実施する。

- (1) 富山県警察学校の施設（以下「本施設」という。）の設計及び建設に関する業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務

4. 事業方式

選定事業者が本施設を設計・建設後、本施設を国に引き渡し、本施設の維持管理を行うBT0 (Build-Transfer-Operate) 方式により本事業を実施する。

5. 事業期間

契約締結日（平成 16 年度内）から平成 31 年 3 月 31 日までの期間とする。

6. 公共施設等の立地条件及び規模

施設種類	警察教養施設
事業場所	富山県富山市向新庄町八丁目 771 番外
規模（延床面積合計）	約 8,400 m ²

7. PFI 事業として実施することの定量的効果

本事業について、国が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較し、PFI に

より得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は仮定であり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

国が直接実施する場合

- ・ 次の分野を対象
設計及び建設に関する業務：調査設計費、建設費、工事監理費、取り壊し工事費、電波障害対策費用
維持管理に関する業務：建築物点検保守費用、建築設備運転監視費用、修繕費用
- ・ これらの費用について、過去の類似施設の整備実績・見積等に基づき積算
- ・ PFI 事業者に移転するリスクの調整額

PFI で実施する場合

- ・ 選定事業者が PFI 事業者として特別目的会社を設立することを条件
- ・ 次の分野を対象（国が直接実施する場合と同一）
設計及び建設に関する業務：調査設計費、建設費、工事監理費、取り壊し工事費、電波障害対策費用
維持管理に関する業務：建築物点検保守費用、建築設備運転監視費用、修繕費用
- ・ 国が整備を実施した場合から、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される縮減額を見込んで算出
- ・ 資金調達に係るコスト、リスク管理コスト、アドバイザー費用、諸税、PFI 事業者の運営費用等を見込んで算出
- ・ 不動産取得税は非課税
PFI 事業者と建設事業者の契約上で、PFI 事業者が本施設等の原始取得者となる契約締結を行うことを想定しており、これにより地方税法 73 条の 2 の適用により PFI 事業者 に不動産取得税が課税されないものとして算出

共通の条件

- ・ インフレ率は考慮していない
- ・ 割引率は 4%とした
- ・ 適切な調整
国が支払う消費税（5%）の国税相当分（4%分）および PFI 事業者が支払う法人税を還元

(2) 定量的評価の結果

上記の結果、国が直接事業を実施する場合に比べて、本事業に必要な国の財政負担は、

現在価値ベースで約 4%程度軽減されることが期待できる。

8. PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合に以下の主な定性的効果が期待される。

- ・ 民間資金の活用による財政負担の平準化
- ・ 民間事業者のノウハウの活用による良好な教育訓練環境の早期形成

9. PFI 事業として実施することの総合的評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、上記のような定量的および定性的効果を期待できる。従って本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づいて選定する。